

随意契約結果(業務委託)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市地域子育て支援拠点事業(杜のこうさてん)	その他	社会福祉法人そうそうの杜	2,331,600	平成30年10月1日	地方自治法施行令第167の2第1項第2号	G5	—
2	大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査支援業務委託	その他	株式会社サーベイリサーチセンター	13,651,200	平成30年10月22日	地方自治法施行令第167の2第1項第2号	G5	—
3	大阪市保育園調査研究事業委託(概算契約)	その他	一般社団法人大阪市私立保育園連盟	2,356,473	平成30年10月22日	地方自治法施行令第167の2第1項第2号	G3	—
4	ひとり親家庭等実態調査業務委託	その他	(株)サーベイリサーチセンター	9,471,600	平成30年10月22日	地方自治法施行令第167の2第1項第2号	G5	—
5	西成区鶴見橋2丁目こども青少年局所管用地土地境界確定作業及び不動産登記等業務委託(概算契約)	その他	公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	1,790,240	平成30年10月29日	地方自治法施行令第167の2第1項第2号	G3	—
6	大阪市こども青少年局所管不動産(土地・建物)の有償化(賃料改定)にかかる適正賃料検討調査業務	その他	株式会社谷澤総合鑑定所	6,470,280	平成30年11月20日	地方自治法施行令第167の2第1項第2号	G3	—
7	新生児聴覚検査事業	その他	一般社団法人大阪府医師会	4020ほか	平成30年12月12日	地方自治法施行令第167の2第1項第2号	G3	—
8	新生児聴覚検査事業	その他	一般社団法人大阪府助産師会	4020ほか	平成30年12月12日	地方自治法施行令第167の2第1項第2号	G3	—
9	新生児聴覚検査事業	その他	一般社団法人滋賀県医師会	4020ほか	平成30年12月12日	地方自治法施行令第167の2第1項第2号	G6	—
10	新生児聴覚検査事業	その他	一般社団法人奈良県医師会	4020ほか	平成30年12月12日	地方自治法施行令第167の2第1項第2号	G6	—
11	新生児聴覚検査事業	その他	一般社団法人兵庫県医師会	4020ほか	平成30年12月12日	地方自治法施行令第167の2第1項第2号	G6	—
12	大阪市立長橋第2保育所外2カ所不動産嘱託登記等業務委託《概算契約》	その他	公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士会	4,957,918	平成30年12月28日	地方自治法施行令第167の2第1項第2号	G3	—

随意契約理由書

1 案件名称

平成30年度大阪市地域子育て支援拠点事業業務委託

2 契約の相手方

拠点委託事業者

3 随意契約理由

近年の少子化や核家族化の進行に伴う家族形態の変化等により、子育てに関する相談相手がおらず、子育てについて不安感や負担感を抱く保護者が増えている。本市では、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを社会全体で取り組むことを目的として「大阪市こども・子育て支援計画」を策定し、各種の子育て支援施策を積極的に推進しているところである。

その一環として、大阪市が実施主体となり、主に子育て家庭の親とそのこども（概ね3歳未満の児童及び保護者）が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図り、育児相談などを行う場を身近な地域に設置することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備し、もって、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的として「地域子育て支援拠点事業」を実施している。

本事業は、平成28年4月1日現在で、市内107か所において実施しているが、「大阪市こども・子育て支援計画」により、平成31年度までに129か所で事業を実施することを目標に取り組んでおり、順次拡充を進めているところである。

本事業の委託事業者の選定については、単に価格による競争入札によるものではなく、その事業内容の実施にあたって市民ニーズを的確に把握し、その地域に見合った市民サービスを実施する必要があるため、公募型プロポーザル方式により委託事業者を募集した。

「株式会社 ギャザー」については、子育て支援に関する実績を活かした提案を、「NPO法人 女性と子育て支援グループ・pokkapoka」「社会福祉法人 都島友の会」「特定非営利活動法人 こももネット」については、これまで本事業に取り組んできた経験と実績を活かした提案があり、総合的に優れた内容であったため、外部委員の意見の聴取を経て、決定した事業者である。

したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により上記2の相手方と随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課 （電話06-6208-8112）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査支援業務委託

2 契約の相手方

株式会社サーベイリサーチセンター

3 随意契約理由

本業務は、子ども・子育て支援法に基づく、次期「大阪市こども・子育て支援計画」を策定するにあたり、その基礎資料となるよう就学前児童の保護者、就学児童（小学校１～３年生）の保護者、青年（１５歳～３９歳）対象にニーズ等調査を実施し、さらに、調査結果を基に、地域特性や人口動態を踏まえて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するまでの業務を支援するものである。業務の履行は、調査票設計の補助から回答のデータ集計・分析であるが、回収率・作業効率向上などを視野に入れた質問項目の構成や調査票のレイアウト、短期間で大量の集計処理が可能となる効率的な方法など、事業者からの提案を受けることにより、より詳らかな効果的なニーズ調査の実施や得られた調査結果に基づく精緻な分析が可能となるなど導入効果が期待できる。よって、本業務の性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

委託事業者については、学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社サーベイリサーチセンターの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社サーベイリサーチセンターと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局 企画部 経理・企画課（企画）（電話番号 06-6208-8337）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市保育園調査研究事業委託（概算契約）

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市私立保育連盟
会長 近藤 遼

3 随意契約理由

「大阪市保育園調査研究事業」は、就学前教育・保育の振興、普及、質の向上を図るため、大阪市内の保育園の人的・物的教育機能および研究機能の向上を図り、積極的に活用を行う事業であり、市内の保育園が有する教育・保育機能に関する知識や、各園の現状を踏まえた研究テーマや研究方法等に基づいて実施するものである。

平成 30 年度については、保育の内容や実績、規模などの要件で市内認可保育園から 5 園を選定して実施することとしている。

本市が求める要件を備えた事業実施園の選定や、保育園に関する制度や各園の実態に即した課題の提起やその解決に向けた研究を行うためには、本市の保育園をとりまく状況を広く把握し、各園へ指導・調整するための専門知識や経験が必要不可欠で、それらを熟知し、各園への指導・調整が可能な団体に事業を委託する必要がある。

大阪市私立保育連盟は、昭和 31 年に設立され、市内の民間保育園すべてが加盟する団体ではないものの、団体の活動として民間保育園の相互の連携、協調を図りながら、民間保育園の運営の推進、保育の質の向上を図っている団体である。

各園の実態を踏まえた指導や調整を行い、本調査研究事業の質を向上させるためには、保育に関する制度や保育をとりまく現状を熟知する団体を通じて調査研究を実施し、連絡調整や進捗管理を行うことが最も効果的であることから、市内の大半の民間保育園が加盟する団体であり、また、加盟していない保育園も含めた事業を実施した経験を有し、かつ保育に関する事業を行う唯一の団体である、一般社団法人大阪市私立保育連盟との間において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局保育・幼児教育センター（電話番号 06-6952-0173）

随意契約理由書

1 案件名称

ひとり親家庭等実態調査業務委託

2 契約の相手方

株式会社サーベイリサーチセンター

3 随意契約理由

大阪市では、「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（平成 27 年度～31 年度）」を策定し、ひとり親家庭等の自立促進を支援しているが、次年度で最終年度となる。本業務は、今後の施策の参考とするため、改めてひとり親家庭等を取り巻くさまざまな状況を踏まえながら、現在のひとり親家庭等の生活実態等を把握することを目的として、ひとり親家庭等実態調査を行うものである。

業務の履行は、調査票設計の補助から回答のデータ集計・分析であるが、回収率・作業効率向上などを視野に入れた質問項目の構成や調査票のレイアウト、短期間で大量の集計処理が可能となる効率的な方法など、事業者からの提案を受けることにより、より詳細かつ効果的なニーズ調査の実施や得られた調査結果に基づく精緻な分析が可能となるなど導入効果が期待できる。よって、本業務の性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

委託事業者については、学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社サーベイリサーチセンターの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社サーベイリサーチセンターと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課（電話番号 06-6208-8034）

随意契約理由書

1 案件名称

西成区鶴見橋 2 丁目 こども青少年局所管用地土地境界確定作業及び不動産登記等業務委託《概算契約》

2 契約の相手方

大阪市中央区船越町 1 丁目 3 番 6 号フレックス大手前
公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理 事 長 横山 幸一郎

3 随意契約理由

(1) 業者選定理由

土地境界確定作業、土地合筆・地積更正・分筆登記等不動産の登記の嘱託若しくは申請は、土地家屋調査士（以下「調査士」という。）により適正かつ迅速な実施が必要である。

本業務は、平成 16 年 4 月に公用廃止し、処分検討地として所管している公有財産の売却を行うにあたり、必要となる土地測量等を行うための該当財産用地の①土地境界確定作業②申請業務（土地合筆・地積更正・分筆登記）等の業務がある。

当該用地は約 20 筆の土地と接しており、権利者が多数存在するだけでなく、用地の南側において、周辺住民の非常通路状の土地が存在していることも相まって、境界確定等にかかる作業は労力と時間、さらには相当の専門性を要すると考えられる。

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地調査士協会は、当該業務を一貫して行うことができ、本市他局において類似業務の契約実績があることから、円滑な事務手続の遂行が可能である。

また、上記公益社団法人（以下「同法人」という。）は、官公署により行われる不動産の登記に必要な調査、測量及び登記の嘱託手続きの適正な処理に寄与することにより、公共事業が円滑かつ迅速に実施されることを目的とし、土地家屋調査士法に基づき法務省の指導の下に設立された大阪府内唯一の公益法人であり、また、正当な理由がなければ調査士又は調査士法人が同法人へ加盟することを拒めないことが法にも明記されている。さらに、同法人への一括随意契約を扱った判例（大阪高裁平成 15（行コ）34 等損害補償請求事件・同附帯控訴事件）においても、大量の登記測量業務が集中する場合に、これを迅速に処理するために、普通地方公共団体が各協会（司法書士協会、調査士協会）との間で随意契約により登記測量業務の委託契約を締結するということは、その制度（土地家屋調査士法）の趣旨に沿うものであり、法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号にいう「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するものが多いとされ、これに該当する場合は個々の契約案件ごとの種類、内容、性質、目的等諸般を考慮して、契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるものであり、将来の一定期間に渡るような一括委任は想定されていないが、大量の一時的な登記測量業務である場合、同法人への委託は同法の趣旨にかなうものであるとされている。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するため、同法人と特名随意契約を行う。

4 根拠法令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署 こども青少年局企画部経理・企画課（電話番号 06 - 6208 - 8169）

土地家屋調査士法（抄）

第一章 総則

（業務）

第三条 調査士は、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量
- 二 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理
- 三 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五号において同じ。）の作成

四～五 省 略

六 前各号に掲げる事務についての相談

七～八 省 略

第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会

（設立及び組織）

第六十三条 その名称中に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人は、社員である調査士及び調査士法人がその専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とし、かつ、次に掲げる内容の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

- 一 社員は、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有する調査士又は調査士法人でなければならないものとする。
- 二 前号に規定する調査士又は調査士法人が社員になろうとするときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができないものとする。
- 三 理事の員数の過半数は、社員（社員である調査士法人の社員を含む。）でなければならないものとする。

2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

（成立の届出）

第六十三条の二 前条第一項の一般社団法人（以下「協会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長及びその管轄区域内に設立された調査士会に届け出なければならない。

（業務）

第六十四条 協会は、第六十三条第一項に規定する目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる事務（同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。）及びこれらの事務に関する同項第六号に掲げる事務を行うことをその業務とする。

2 協会は、その業務に係る前項に規定する事務を、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に取り扱わせてはならない。

（協会の業務の監督）

第六十四条の二 協会の業務は、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長の監督に属する。

2 前項の法務局又は地方法務局の長は、協会の業務の適正な実施を確保するため必要が

あると認めるときは、いつでも、当該業務及び協会の財産の状況を検査し、又は協会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(調査士及び調査士法人に関する規定の準用)

第六十五条 第二十二条の規定は協会の業務について、第四十三条、第四十四条及び第四十六条の規定は協会に対する懲戒について、それぞれ準用する。

(調査士会の助言)

第六十六条 調査士会は、所属の会員が社員である協会に対し、その業務の執行に関し、必要な助言をすることができる。

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市こども青少年局所管不動産（土地・建物）の有償化（賃料改定）にかかる適正賃料検討調査業務

2 契約の相手方

株式会社 谷澤総合鑑定所

3 随意契約理由

認可保育園を運営するために貸し付けている局所管不動産（土地・建物）について、平成 26 年度に業務委託により適正賃料を算定し、平成 28 年 1 月より有償化を実施した。

平成 27 年度に子ども・子育て支援新制度が施行され、3 年が経過したことから、新制度下における保育園運営費の収益構造を上記適正賃料に反映させる必要があるため本委託を実施するものである。

今回、業務委託を行う賃料検討調査は、すでに有償化を実施した保育園との継続賃料、今後実施する市有地を活用した保育所整備にかかる新規賃料などについての算定業務であり、各賃料の整合性を図る必要があるとともに、継続賃料については、対象となる 43 園に対し、今回調査で算定した賃料と現在賃料との差額について、比較検証及び要因分析を行い、根拠等を明確にした上で、賃料改定について契約相手方から同意を得る必要がある。よって、賃料算定の継続性・再現性を確保するにあたり、今回の委託業務においては、改定賃料について、制度改正や公定価格の改定などの増減要素等を個別具体的に示した説明資料の作成についても仕様書に定めている。

また、適正賃料は、調査報告書には記載されない部分をもとに算定されているが、それは、不動産鑑定士の専門的知識や経験、社内保有の既評価実績、独自に収集した資料等から評価に必要な複数の要素を選択したうえで判断されたものであるため、他社による再現はできない。

よって、上記の説明資料の作成を含み整合性と継続性を確保した適正賃料の算定は、前回業務を受託した業者でなければ行えないため、株式会社谷澤総合鑑定所と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局保育企画課（電話番号 06-6208-8041）

特名随意契約理由書

1. 案件名称

新生児聴覚検査事業

2. 契約の相手方

大阪市天王寺区上本町 2－1－2 2

一般社団法人 大阪府医師会 会長 茂松 茂人

3. 特名随意契約理由

大阪府医師会は、地域との密着な関わりのなかで妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に多大な貢献をしている。また、大阪府域内の大多数の医療機関が属していることから、大阪府医師会と業務委託契約を締結することにより、個別に多数の医療機関に委託契約を行うことなく業務委託することができるため、事務作業の効率化を図ることができる。また、大多数の医療機関を網羅していることから、受診する市民の利便性を確保し、市民の受診機会を拡充することもできる。

さらに、医療機関への事務連絡についても、大阪府医師会を通じて行うことにより、円滑に実施することができるため、協力を得ることが必要不可欠である。

以上の点を踏まえ、本業務の府下医療機関での実施にあたり、大阪府医師会の他に履行可能な事業者はなく、事業委託できる唯一の団体である。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ

（電話番号 06－6208－9967）

6. その他

平成 30 年 11 月 21 日開催の契約事務審査会において個別審議済み

特名随意契約理由書

1. 案件名称

新生児聴覚検査事業

2. 契約の相手方

大阪市天王寺区細工谷 1－1－5

一般社団法人 大阪府助産師会 会長 保元 明子

3. 特名随意契約理由

大阪府助産師会は、地域との密着な関わりのなかで妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に多大な貢献をしている。また、大阪府域内の大多数の助産所が属していることから、大阪府助産師会と業務委託契約を締結することにより、個別に多数の助産所に委託契約を行うことなく業務委託することができるため、事務作業の効率化を図ることができる。また、大多数の助産所を網羅していることから、受診する市民の利便性を確保し、市民の受診機会を拡充することもできる。

さらに、助産所への事務連絡についても、大阪府助産師会を通じて行うことにより、円滑に実施することができるため、協力を得ることが必要不可欠である。

以上の点を踏まえ、本業務の府下助産所での実施にあたり、大阪府助産師会の他に履行可能な事業者はなく、事業委託できる唯一の団体である。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ

（電話番号 06－6208－9967）

6. その他

平成 30 年 11 月 21 日開催の契約事務審査会において個別審議済み

特名随意契約理由書（3）

特名随意契約理由書

1. 案件名称

新生児聴覚検査事業

2. 契約の相手方

手上げ方式により申し出のあった医療機関・助産所（各都道府県の医師会、助産師会が取りまとめて契約する場合は当該医師会、助産師会）

3. 特名随意契約理由

聴覚障がいとは早期に発見され適切な支援が行われた場合は、聴覚障がいによる音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、聴覚障がいの早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児等を対象として新生児聴覚検査を実施する。

実施機関数には上限を設けず拡充を図る予定であり、新生児聴覚検査の実施体制の整った医療機関および助産所であれば、事業者全てを契約相手方とするものである。本事業の実施体制を整え市民サービスを向上させるためには、個別に業務委託契約を取り交わす必要があるため、業務委託契約を締結し事業を実施する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ
（電話番号 06-6208-9967）

6. その他

平成30年11月21日開催の契約事務審査会において個別審議済み

平成 30 年 12 月 3 日

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立長橋第 2 保育所外 2 カ所不動産嘱託登記等業務委託《概算契約》

2 契約の相手方

大阪府中央区船越町 1 丁目 3 番 6 号フレックス大手前

公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 横山 幸一郎

3 随意契約理由

官公署により行われる不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量作業およびその登記の嘱託若しくは申請は、土地家屋調査士（以下「調査士」という。）により適正かつ迅速な実施が必要である。

本業務は、公立保育所の民間移管を行うにあたり必要となる登記等を行うもので、移管予定公立保育所の用地及び建物の①調査業務（資料調査・現地調査・立会）②測量業務（面積測量・現況測量）③各種書類の取得及び作成（地形図・成果図・建物図面）④建物表題登記を行うものである。

本市では平成 25 年 4 月に策定した「公立保育所新再編整備計画」（以下、「計画」）に基づき、平成 27 年度以降、順次、公立保育所の民間への移管を進めている。

移管には「現状移管」と「建替移管」の 2 通りの手法があるが、「現状移管」に際しては建物及び土地を移管先法人へ売却及び貸付を行うため、正確な建物・土地の現況や境界を確定し登記を行ったうえで、不動産鑑定を行い、公募等の際に建物・土地の鑑定額等の条件を提示する。このため、移管対象の保育所として不動産鑑定を行うまでに測量及び登記を完了する必要がある。

依頼する登記等については、一般的な業務のみならず、民間への移管に向けた保育所認可の際の基準や手続きを踏まえた保育室等の図面作成や床面積求積表作成等を含んでおり、単に不動産登記法に基づく求積だけでなく、実効的な保育スペース確認のための各室面積の求積など、保育所施設特有の測量等の判断を関係法令に照らし、適正かつ迅速に行う必要がある。

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地調査士協会は、当該業務を一貫して行うことができ、こども青少年局における保育所施設の登記業務において契約実績があり、本市他局において類似業務の契約実績が豊富なことから、円滑な事務手続の遂行が可能である。

また、上記公益社団法人は、官公署により行われる不動産の登記に必要な調査、測量及び登記の嘱託手続きの適正な処理に寄与することにより、公共事業が円滑かつ迅速に実施されることを目的とし、土地家屋調査士法に基づき法務省の指導の下に設立された大阪府内唯一の公益法人である。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するものと判断し、同法人と特名随意契約を行う。

- 4 根拠法令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署 こども青少年局保育施策部保育所運営課
(電話番号 06－6208－8138)
- 6 その他 平成 30 年 3 月 23 日開催の契約事務審査会において付議済み

< 参考条文 : >

土地家屋調査士法（抄）

第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会

（設立及び組織）

第六十三条 その名称中に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人は、社員である調査士及び調査士法人がその専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とし、かつ、次に掲げる内容の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

一 社員は、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有する調査士又は調査士法人でなければならないものとする。

二 前号に規定する調査士又は調査士法人が社員になろうとするときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができないものとする。

三 理事の員数の過半数は、社員（社員である調査士法人の社員を含む。）でなければならないものとする。

２ 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

（成立の届出）

第六十三条の二 前条第一項の一般社団法人（以下「協会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長及びその管轄区域内に設立された調査士会に届け出なければならない。

（業務）

第六十四条 協会は、第六十三条第一項に規定する目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる事務（同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。）及びこれらの事務に関する同項第六号に掲げる事務を行うことをその業務とする。

２ 協会は、その業務に係る前項に規定する事務を、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に取り扱わせてはならない。

（協会の業務の監督）

第六十四条の二 協会の業務は、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長の監督に属する。

２ 前項の法務局又は地方法務局の長は、協会の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及び協会の財産の状況を検査し、又は協会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（調査士及び調査士法人に関する規定の準用）

第六十五条 第二十二条の規定は協会の業務について、第四十三条、第四十四条及び第四十六条の規定は協会に対する懲戒について、それぞれ準用する。

（調査士会の助言）

第六十六条 調査士会は、所属の会員が社員である協会に対し、その業務の執行に関し、必要な助言をすることができる。